

藍住町町民体育館使用料

使用区分			1時間当たりの使用料	
アリーナ	全面使用	アマチュアスポーツに使用する場合		2,500円
		アマチュアスポーツ以外に使用する場合		5,000円
	部分使用	アマチュアスポーツに使用する場合	床面の3分の1以下を使用する場合	900円
			床面の3分の1を超え、2分の1以下を使用する場合	1,300円
			床面の2分の1を超え、3分の2以下を使用する場合	1,700円
		アマチュアスポーツ以外に使用する場合	床面の3分の1以下を使用する場合	1,800円
			床面の3分の1を超え、2分の1以下を使用する場合	2,600円
			床面の2分の1を超え、3分の2以下を使用する場合	3,400円
	会議室		アマチュアスポーツに使用する場合	500円
アマチュアスポーツ以外に使用する場合			1,000円	
研修室		アマチュアスポーツに使用する場合	500円	
		アマチュアスポーツ以外に使用する場合	1,000円	
使用区分			1回の使用料	
トレーニングルーム			200円	
アリーナ	全室使用（電光掲示板、放送・記録室、選手控室、ミーティング兼役員室）		アマチュアスポーツに使用する場合（冷暖房設備使用なし）	50,000円
			アマチュアスポーツ以外に使用する場合（冷暖房設備使用なし）	100,000円

- 使用時間の1時間とは、1時間未満の場合も1時間とする。また、使用時間には、準備・後かたづけに要する時間も含むものとする。
- 冷暖房設備を使用する場合は、アリーナにあっては、4時間までの使用については、1時間（使用時間の1時間とは、1時間未満の場合も1時間とする。）ごとに2,000円を、5時間から7時間までの使用については、12,000円を加算し、その後、1時間を超えるごとに1,000円を再加算するものとする。また、会議室及び研修室にあっては、当該使用区分に係る基本使用料の20%の額を加算する。
- 町外居住者が使用する場合は、当該使用区分の50%増とする。
- 使用者が入場料を徴収する場合は、その徴収する額が1,500円以上の場合は、当該使用区分に係る基本使用料の200%の額を、また1,500円未満の場合は、100%の額をそれぞれ加算する。
- 使用納付額に100円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。